

日進市産業立地促進奨励金交付要綱

令和5年1月31日
要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に工場等又はホテル等（以下「事業所等」という。）を新設し、又は増設する企業に対し、奨励措置を講ずることにより、企業誘致、企業の流出防止及び雇用の維持拡大を図り、もって地域経済の振興及び市民生活の向上に資するため、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物品の製造（加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）の用に供する施設をいう。
- (2) 研究所 産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。
- (3) 工場等 工場、研究所及び流通業務の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設をいう。
- (4) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く。）をいう。
- (5) 新設 市内に事業所等を有しない者が市内に新たに事業所等を設置すること又は市内に事業所等を有する者が市内の既存の事業所等の敷地と一団でない市内の土地に新たに事業所等を設置することをいう。ただし、市内の既存の事業所等を廃止し、新たに事業所等を設置する場合にあっては、その延べ面積が増加するものに限る。
- (6) 増設 市内に事業所等を有する者が当該事業所等を拡張すること若しくは事業所等の敷地と一団である土地に新たに独立した事業所等を設置し、又は市内の事業所等を廃止し、その敷地と一団である土地に事業所等を設置することをいう。ただし、事業所等を廃止し、設置する場合にあっては、その延べ面積が当該廃止する事業所等の延べ面積より増加するものに限る。
- (7) 事業者 営利を目的として、事業所等を新設し、又は増設し、かつ、継続的に事業を営む法人をいう。
- (8) 投下固定資産総額 事業者が事業所等の新設又は増設のために、相当の対価を支払い取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土

地（新設又は増設に係る工場等の操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）又はホテル等を開業した日（以下「開業日」という。）前5年以内に取得した土地に限る。）、家屋及び償却資産の取得費の合計の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。

(9) 固定資産取得費用 地方税法第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用のうち、次に掲げる費用の合計の額をいう。

ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち、専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の購入に要する費用

(10) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

(11) 固定資産税 日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）の規定に基づき、本市が、新設又は増設に係る事業所等の土地、家屋及び償却資産に対して事業者課する税をいう。

(12) 雇用基準日 操業開始日又は開業日から起算して1年を経過した日をいう。

(13) 新規常用雇用従業員 操業開始日又は開業日の3月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用された者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用されており、かつ、当該雇用された日から雇用促進奨励金の交付申請をするまでの間、継続して市内に住所を有するものをいう。

（産業立地促進奨励金）

第3条 産業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所等立地促進奨励金
- (2) 高度先端産業立地促進奨励金
- (3) 雇用促進奨励金
- (4) インフラ整備事業奨励金
- (5) 新エネルギー施設等促進奨励金
- (6) 工場等緑化促進奨励金

2 前項第3号から第6号までの奨励金は、同項第1号又は第2号の奨励金の支給対象者が申請することができる。

（支給対象者等）

第4条 前条第1項各号の奨励金の支給対象者、奨励金の額、限度額及び支給の時期は、別表第1のとおりとする。

（認定の申請）

第5条 第3条第1項第1号及び同項第3号から第6号までのいずれかの奨励金の交付を受けようとする事業者は、新設し、又は増設する工場等の工事に着手する日の

- 30日前までに、日進市事業所等立地促進奨励金認定申請書（第1号様式）に立地計画書（第2号様式）その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第1項第2号及び同項第3号から第6号までのいずれかの奨励金の交付を受けようとする事業者は、新設し、又は増設する工場等の工事に着手する日の30日前までに、日進市高度先端産業立地促進奨励金認定申請書（第3号様式）に立地計画書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、奨励措置認定・不認定決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
 - 4 市長は、前項の審査を行うに当たり、専門家の意見を聞くことができる。
 - 5 市長は、第3項の規定による認定（以下「認定」という。）に当たって、奨励金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

（届出の義務）

第6条 前条第3項の規定による認定の決定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに市長に届け出なければならない。

- （1）事業所等の新設又は増設に係る工事に着手した場合 工事着手届（第5号様式）
- （2）事業所等の新設又は増設に係る工事が完了した場合 工事完了届（第6号様式）
- （3）事業所等の操業又は営業を開始した場合 操業・営業開始届（第7号様式）

（操業等開始の期日）

第7条 認定事業者は、第5条第1項の規定による日進市事業所等立地促進奨励金認定申請書又は同条第2項の規定による日進市高度先端産業立地促進奨励金認定申請書を提出した日から3年以内に認定に係る事業（以下「認定事業」という。）の事業所等の操業又は営業を開始しなければならない。

（認定内容の変更等）

第8条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長の承認を受けなければならない。

- （1）第5条第1項又は第2項の認定の申請の内容に変更があるとき。
 - （2）認定事業の事業所等の全部又は一部の操業又は営業を休止し、又は廃止するとき。
- 2 前項の規定による承認を受けようとする認定事業者は、事業内容変更等申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業内容変更等承認・不承認決定通知書（第9号様式）により当該認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該

認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業の計画に著しい変更があったとき。
- (2) 正当な理由によることなく、認定事業の事業所等の操業又は営業を開始した日から奨励金の交付の決定がなされるまでの間に当該事業所等の操業又は営業を休止し、若しくは廃止し、又は当該事業所等の規模を著しく縮小したとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (5) 法令又は条例等若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、事業認定取消通知書（第10号様式）により当該認定事業者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 認定事業者は、奨励金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第11条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に事業を承継し、かつ、当該事業が継続して行われる場合に限り、当該事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

（交付の申請及び決定）

第12条 認定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、日進市産業立地促進奨励金交付申請書兼実績報告書（第11号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、奨励金の交付の可否を決定し、日進市産業立地促進奨励金交付・不交付決定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 前条第1項の規定による申請の取下げ期日は、奨励金の交付の決定の通知を受けた日から30日以内とし、その取下げは、その旨を記載した書面を市長に提出して行わなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第9条第1項第3号の規定に該当するとき。
- (2) 認定事業の事業所等の操業開始日又は開業日から5年以内に当該事業所等を休止し、若しくは廃止し、又は当該事業所等の規模を著しく縮小したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが不適當であると認めるとき。

(財産の処分の制限)

第15条 認定事業者は、認定事業により取得した固定資産を、市長の承認を受けな
いで奨励金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはなら
ない。ただし、当該固定資産が認定事業の事業所等の操業開始日又は開業日から5年
を経過したものであるときは、この限りでない。

(帳簿の備付け)

第16条 認定事業者は、認定事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を
備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、認定事業が完了した年度の
翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、認定を受けようとする者又は認
定事業者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に当該事業所
等への立入調査をさせることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

奨励金の種類	支給対象者	奨励金の額	限度額	支給の時期
1 事業所等立地促進奨励金	<p>次の要件の全てに該当する事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別表第2に掲げる指定地域内において事業所等を立地すること。 2 立地する事業所等が、次のいずれかに該当する施設であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場、その研究開発の用に供する施設及び流通業務の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設 (2) ホテル等 3 当該事業者の投下固定資産総額が、次のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場等の新設又は増設 5億円（中小企業者にあつては、1億円）以上 (2) ホテル等の新設又は増設 1億円以上 4 立地する事業所等の周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。 5 日進市企業再投資促進補助金の交付を受けていないこと。 6 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。 7 過去3年間で市税の滞納がないこと。 	<p>操業開始日又は開業日以後に当該事業所等に係る固定資産税を最初に課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から5年間における各年度の固定資産税に相当する額</p>	—	<p>固定資産税が課税された年度の翌年度</p>

<p>2 高度 先端 産業 立地 促進 奨励 金</p>	<p>次の要件の全てに該当する事業者</p> <p>1 次に掲げる高度先端産業に該当する事業を営む中小企業者であること。</p> <p>(1) 航空宇宙関連分野 (2) 環境・新エネルギー関連分野 (3) 健康長寿関連分野 (4) 情報通信関連分野 (5) 先端素材関連分野 (6) ナノテクノロジー関連分野 (7) バイオテクノロジー関連分野 (8) その他市長が認める高度先端的な技術分野</p> <p>2 工場の新設又は増設に要した固定資産取得費用が2億円以上で、かつ、工場の新設又は増設に伴い雇用される新規常用雇用従業員が、原則5人以上であること。</p> <p>3 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けることができること。</p> <p>4 過去に同一の事業所等における同一の事業について、同種同様の補助金及び県補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>5 日進市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。</p> <p>6 過去3年間で市税の滞納がないこと。</p>	<p>当該工場の新設又は増設に要する固定資産取得費用に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の15パーセント（既存の工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合は5パーセント、次のいずれかに該当する場合は20パーセント）に相当する額以内</p> <p>1 本社機能を併設する工場 2 従業員が50人以上の工場</p>	<p>10 億円</p>	<p>1 一括で支払う場合 交付決定通知をした日の属する年度又はその翌年度</p> <p>2 分割で支払う場合 最大3年間に分割して支払うことができ、初年度の支払いは、交付決定通知をした日の属する年度又はその翌年度</p>
<p>3</p>	<p>新設し、又は増設した事業所等</p>	<p>新規常用雇用従業</p>	<p>1,</p>	<p>雇用基準日</p>

雇用促進奨励金	において新規常用雇用従業員を雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用している事業者	員の数に50万円を乗じて得た額 (新規常用雇用従業員に女性又は障害者である者がいる場合は、当該額に、当該者1人につき20万円を加算して得た額)	500万円	から起算して1年を経過した日が属する年度の翌年度 (その日が1月から3月までに属する場合は、その翌々年度)
4 インフラ整備事業奨励金	事業所等の新設又は増設に伴い、市又は愛知中部水道企業団が管理し、若しくは管理することとなる道路、水路又は水道の設置工事(次のいずれにも該当するものに限る。)を行う事業者 (1) 公共の用に供するものであること。 (2) 投資額が100万円以上であること。	道路、水路又は水道の整備にかかる費用(委託料・工事費用等)の2分の1に相当する額 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	1,000万円	操業開始日又は開業日の属する年度又は翌年度
5 新エネルギー施設等促進奨励金	工場等の新設又は増設に伴い、新エネルギー利用等(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等をいう。以下同じ。)を行うための設備等で国又はそれに準ずる機関から新エネルギーに関する施設等として補助を受けた施設等を設置する事業者	新エネルギー利用等を行うための設備等の設置に要した費用の4分の1に相当する額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	500万円	
6 工場等緑化促進奨励金	工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項の規定による届出義務を有する事業者であつて、同法第4条第1項の規定により公表された準則(同法第4条の2第1項の規定により市町村準則	緑地を整備した費用の2分の1に相当する額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	1,000万円	

<p>が定められた場合にあつては、その市町村準則を含む。)に定められた緑地面積の基準を超える緑地を整備するもの</p>			
---	--	--	--

備考 奨励金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2 (第4条関係)

立地する施設	指定地域
工場等	工業地域
	準工業地域
	市街化調整区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他関係法令の許可等を得た地域
ホテル等	近隣商業地域
	準住居地域
	第二種住居地域